破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第７７９号
東京都調布市深大寺東町１丁目３番地７ハイム深大寺205
債務者　三浦ふく江
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月19日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１６７１号
神奈川県藤沢市城南２丁目４番20号　フラット湘南101
債務者　前田　哲也
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６７８号
横浜市磯子区岡村１―15―12、住民票上の住所横浜市青葉区松風台31番地44
債務者　小林　元貴
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４６１号
静岡県島田市高島町15番17号
債務者　金内　剛俊
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月24日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２４０号
岡山市南区新保675番地10
債務者　熊谷　俊夫
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３７１号
岡山市中区山崎155番地９シャーメゾンフェリス弐番館102、住民票上の住所岡山市北区立田54番地10
債務者　田中祐実衣
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０３０５号
東京都板橋区清水町91―１―1011
債務者　矢口　隆章
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０３１０号
東京都荒川区南千住１―36―５　小池一佳方、住民票上の住所東京都荒川区南千住１丁目37―２
債務者　萩谷　久江
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０３９２号
東京都世田谷区船橋２丁目10―６―303
債務者　星野　　雅
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０４０３号
東京都小平市中島町18―７
債務者　森田　佳照
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０４１２号
東京都品川区北品川１丁目１―10―503
債務者　野口　和美（旧姓畠山）
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０４１４号
東京都八王子市元八王子町２丁目2048―101
債務者　田中　千明
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０４１７号
東京都練馬区桜台１丁目16―６　セドルハイム桜台Ｄ105
債務者　井崎貴久治
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０４３３号
埼玉県朝霞市幸町１丁目５―24　ラ・メイプルＢ201
債務者　江口　幸二（旧姓森山・小舘）
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０４３４号
東京都葛飾区堀切１丁目23―９　星野第３マンション200号
債務者　澤　　健太
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部